

国民健康保険の被保険者の皆様へ

資格確認書などが
交付されたら **記載内容を確認しましょう**

国民健康保険 有効期限 令和00年 0月00日
資格確認書 発効期日 令和00年 0月00日

記号 0000 番号 0000 (枝番) 00

氏名 ○○ ○○ 性別 ○

生年月日 ○○○年 0月00日

適用開始年月日 ○○○年 0月00日

交付年月日 ○○○年00月00日 **一部負担金の割合 ○割**

世帯主氏名 ○○ ○○

住所 □□□□□□□□□□番00号

保険者番号 [0:0:0]0[0:0] 交付者名 □□□ 

氏名など記載内容を確認してください。

資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)

交付者名 ○○○
保険者番号 000000
有効期限 令和00年0月00日

| | | | |
|----------|----------|-------|------------------|
| 記号 | 00000000 | 番号 | 00000000 (枝番) 00 |
| 氏名 | ○○ ○○ | フリガナ | ○○○ ○○○ |
| 一部負担金の割合 | ○割 | 発効期日 | 令和○年○月○日 |
| 適用開始年月日 | 令和○年○月○日 | 交付年月日 | 令和○年○月○日 |

資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)
交付者名 ○○○
保険者番号 000000
有効期限 令和00年0月00日
記号 00000000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 ○○○ ○○○
一部負担金の割合 ○割
発効期日 令和○年○月○日



70歳から74歳の人は、有効期限が記載されています。

資格情報のお知らせ(資格情報通知書)だけでは受診できません。必ずマイナ保険証と一緒に提示してください。

70歳から74歳の人は、お医者さんにかかるときの自己負担割合が記載されています。

資格確認書の正しい使い方

- コピーしたものは使えません。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください(法律で罰せられます)。
- 記載内容を勝手に書きかえたりしないでください(無効となる場合があります)。
- 紛失したり破損したりしたときは、すみやかに届け出てください。再交付されます。

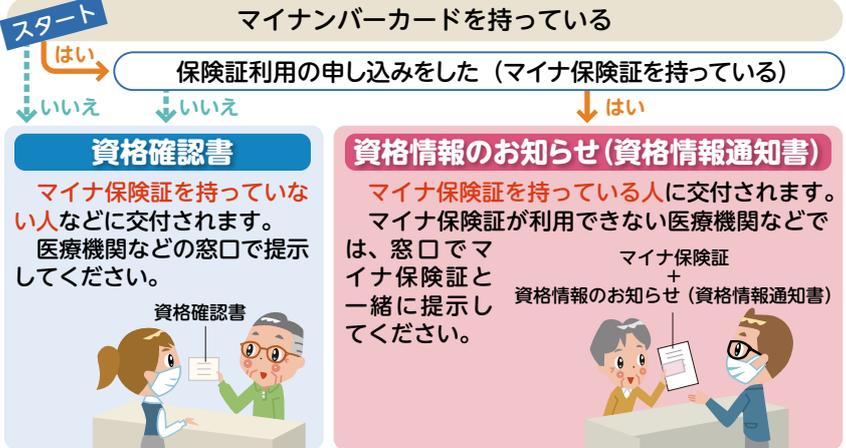
お医者さんにかかるときは マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証とは、医療機関の受付にあるカードリーダーや、マイナポータルなどで保険証利用を申し込んだマイナンバーカード(個人番号カード)のことです。



マイナ保険証の詳細はこちら → [マイナポータル](#)

あなたに交付されるのは、
資格確認書? 資格情報のお知らせ(資格情報通知書)?



マイナ保険証を利用しない場合は、資格確認書を忘れずに

医療機関の窓口で、資格確認書を提示しなかったときは、本来の自己負担割合で医療を受けられないことがあります。差額がある場合は、申請により認められると、あとから支給されます。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と成分が同じで、効果が同等と認められた薬です。

安い
医療費にも家計にもやさしい
特許期間満了後の新薬をもとに作られ、開発コストが少ない分、低価格になっています。

安心
安全性が保証されています
ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。

ジェネリック医薬品を利用するときは

お医者さんや薬剤師さんに相談し、十分な説明を受けてから利用してください。

●ジェネリック医薬品がある薬で、新薬を希望すると、その価格差の4分の1相当額を負担する場合があります。

70歳 医療を受けるときの自己負担

以上の人

70歳の誕生日の翌月 (1日が誕生日の人はその月) から 自己負担が変わる 場合があります

70歳(高齢受給者)になると、所得などに応じて、自己負担割合や自己負担限度額などが変わる場合があります。



高齢受給者の対象期間

国保 資格確認書または資格情報のお知らせ(資格情報通知書)が交付されます。

高齢受給者の対象期間

70歳の誕生日が1日の人

その月から

70歳の誕生日が2日~末日の人

翌月から

75歳の誕生日の前日まで

後期高齢者医療制度

75歳の誕生日
当日から

後期高齢者医療制度
の被保険者となります。

●一定の障害がある人は65歳から対象となります。

自己負担割合や自己負担限度額などは所得区分に応じて異なります



あなたの所得区分は?

後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除きます。

マイナ保険証を利用すれば、窓口での支払いが限度額までになります

現役並み所得者I・II、低所得者I・IIの人がマイナ保険証を利用しない場合、所得区分を確認できるものの提示が必要になります。国保の窓口申請してください。

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

マイナ保険証



マイナ保険証



●表内の赤字は改正後の金額です。

入院したときの食事代は、一部負担金とは別に標準負担額を支払います。

低所得者I・IIの人がマイナ保険証を利用しない場合、所得区分を確認できるものの提示が必要になります。国保の窓口申請してください。

| スタート 同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である | 所得区分 | 自己負担割合 | 自己負担限度額(月額) | | 入院したときの食事代の標準負担額(1食当たり) 令和7年4月改正 |
|---|---------------------------------|--------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | 外来【個人単位】 | 外来+入院【世帯単位】 | |
| 同じ世帯に住民税課税所得★が145万円以上の70歳から74歳の国保被保険者がいる ★住民税課税所得は、調整控除が適用される場合は控除後の金額となります。 | III (課税所得690万円以上) | 3割負担 | 252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 【140,100円 ^{※1} 】 | 57,600円 【44,400円 ^{※3} 】 | 510円 ●一部300円の場合があります。 |
| | II (課税所得380万円以上) | 3割 | 167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 【93,000円 ^{※1} 】 | 57,600円 【44,400円 ^{※3} 】 | |
| | I (課税所得145万円以上) | 3割 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【44,400円 ^{※1} 】 | 57,600円 【44,400円 ^{※3} 】 | |
| 同じ世帯に旧国保被保険者(国保から後期高齢者医療制度に移した人)がいる 旧国保被保険者を含めた収入合計が520万円未満 | 一般 | 2割 | 18,000円 ^{※2} | 57,600円 【44,400円 ^{※3} 】 | 240円 過去12か月で90日までの入院、90日を超える入院 |
| | 低所得者II | 2割 | 8,000円 | 24,600円 | |
| 同じ世帯に70歳から74歳の国保被保険者が 1人 収入383万円未満 2人以上 収入合計520万円未満 | 低所得者I | 2割 | 8,000円 | 15,000円 | 110円 |
| | 同じ世帯の各所得が、必要経費・控除を差し引いたときに0円になる | 低所得者I | 2割 | 8,000円 | 15,000円 |

●住民税課税所得が145万円以上でも、70歳から74歳の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合「一般」の区分と同様になります。

※1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※2 年間(8月~翌年7月)の限度額は144,000円です(一般、低所得者I・IIだった月の外来自己負担額の合計の限度額です)。

※3 過去12か月以内に外来+入院【世帯単位】の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

190円に減額されるためには、必ず国保の窓口申請が必要です。

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。